

常総市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成19年度の定期監査を執行したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成19年11月15日

常総市監査委員 北村 栄子

常総市監査委員 中村 安雄

記

- 1 監査の期日 平成19年4月26日から平成19年9月26日
- 2 監査の対象 別紙のとおり
- 3 その他 別紙のとおり

第1 監査の期間、監査の対象及び監査執行者

監査の期間	監査の対象	監査執行者
平成19年4月26日から 平成19年5月25日まで	・(財)水海道あすなろの里	北村栄子 中村安雄
平成19年5月7日から 平成19年5月30日まで	・会計課及び会計課石下分室	北村栄子 中村安雄
平成19年6月4日から 平成19年6月27日まで	・農業委員会	北村栄子 中村安雄
平成19年9月3日から 平成19年9月26日まで	・社会福祉課 ・介護福祉課 ・児童課 ・健康保険課 ・保健推進課	北村栄子 中村安雄

第2 監査の方法

あらかじめ通知しておいた執行要領に基づき、財務に関する諸帳簿について監査を実施した。

監査にあたっては、資料等の提出を求め、補助職員をもって事前に予備監査（書類審査等）を執行させるとともに、本監査においては、必要な課について職員の出席を求めて提出資料等に基づき説明を受け監査を執行した。

第3 監査の主眼

監査にあたっては、抽出した監査項目に対して、市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に実施した。

第4 監査の結果及び意見

1) 5月25日監査分

【(財)水海道あすなろの里】

財務に関する事務の執行については、良好であることを認めた。

2) 5月30日監査分

【会計課及び会計課石下分室】

財務に関する事務の執行については、おおむね良好であることを認めたが、一部前渡資金整理簿の記入日が前後している部分があった。

3) 6月27日監査分

【農業委員会】

財務に関する事務の執行については、おおむね良好であることを認めたが、委員研修会、農地調査会の際の旅行命令簿の記載漏れと財務等に関する諸帳簿に一部決裁印漏れがあった。

4) 9月26日監査分

【社会福祉課】

財務に関する事務のうち負担金補助金関係書類を確認したところ、おおむね良好であることを認めたが、一部補助金の請求日が交付決定日前であるものと、報告書の日付けが年度違いのものがあった。

【介護福祉課】

財務に関する事務のうち負担金補助金関係書類と委託契約関係書類を確認したところ、良好であることを認めた。

【児童課】

財務に関する事務のうち負担金補助金関係書類と保育料関係書類を確認したところ、おおむね良好であることを認めたが、一部保育料の収入が年度違いであるものと、保育料の消し込みの日付けが違うものがあった。

【健康保険課】

財務に関する事務のうち保健事業運営費関係書類と高額療養費貸付・返還関係書類を確認したところ、良好であることを認めた。

【保健推進課】

財務に関する事務のうち負担金補助金関係書類と検診料関係書類を確認したところ、良好であることを認めた。